

平成23年3月30日

各都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

審査請求関係書類の個人情報管理の徹底について

労災保険関係の書類等の適正な管理については、平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」等により指示されているところであるが、今般、審査請求事案の処理に当たり、労働者災害補償保険審査官が審査請求人に対して原処分庁の意見書を送付する際、他の審査請求人に係る原処分庁の意見書を誤って送付し、原処分庁の意見書に記載された個人情報に漏えいするという事案が発生した。

原処分庁の意見書には、審査請求人の氏名その他傷病の具体的な発生状況等の個人情報が多く含まれており、極めて慎重な取扱いが求められるところである。

については、同種事案の再発防止のため、下記の通知に示された指示事項を再確認し、審査請求関係書類の個人情報の管理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成22年11月30日付け地発1130第2号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底等について」（地方課長通知）
書類送付時の指示については、同通知記の2の（2）の③を参照のこと。
- 2 平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」（労災補償部長通知）
書類送付時の指示については、同通知記の2の（3）のイ①を参照のこと。
- 3 同日付け基労補発1227第3号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」（補償課長通知）
書類送付時の指示については、同通知記の3の（2）のイ④を参照のこと。